

御杖村子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

御杖村子ども医療費助成条例施行規則(昭和 55 年御杖村規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「に当該子どもに係る国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)に基づく被保険者証又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証、又は加入者証を添えて」を「の提出と併せて、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を提供し、又は資格確認書等を添付する方法（以下「個人番号提供等」という。）により当該子どもが国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者等であることの確認を受けたうえ、」に改める。

第 5 条第 1 項中「当該子どもに係る国民健康保険法に基づく被保険者証又は被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証、又は加入者証を添え、」を「、個人番号提供等により当該子どもが国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者等であることの確認を受けたうえ、」に改める。

第 1 号様式の様式を次のように改める。

乳幼児医療費受給資格証交付（更新）申請書

[別紙参照]

第 1 号様式の 2 の様式を次のように改める。

子ども医療費受給資格証交付（更新）申請書

[別紙参照]

第 3 号様式の様式を次のように改める。

乳幼児医療費受給資格証

[別紙参照]

第 3 号様式の 2 の様式を次のように改める。

子ども医療費受給資格証

[別紙参照]

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証の有効期間の満了の日までの間は、この規則による改正後の御杖村子ど

も医療費助成条例施行規則第2条又は第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

- 3 この規則の施行の際この規則による改正前の御杖村子ども医療費助成条例施行規則の規定による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。